

令和5年9月第428回定例福井県議会議案

福 井 県



# 目 次

第 62 号議案	令和 5 年度福井県一般会計補正予算（第 2 号）	（ 1 ）
第 63 号議案	令和 5 年度福井県用品等集中管理事業特別会計補正予算（第 1 号）	（ 13 ）
第 64 号議案	令和 5 年度福井県港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）	（ 17 ）
第 65 号議案	福井県児童・女性相談所および福井県嶺南振興局敦賀児童相談所の設置に関する条例の制定について	（ 21 ）
第 66 号議案	福井県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正について	（ 25 ）
第 67 号議案	旅館業法施行条例および福井県手数料徴収条例の一部改正について	（ 27 ）
第 68 号議案	福井県立学校設置条例の一部改正について	（ 29 ）
第 69 号議案	福井県地方警察職員定数条例の一部改正について	（ 31 ）
第 70 号議案	県有財産の取得について	（ 33 ）
第 71 号議案	県有財産の取得について	（ 35 ）
第 72 号議案	県有財産の取得について	（ 37 ）
第 73 号議案	道路改良工事請負契約の締結について	（ 39 ）
第 74 号議案	道路改良工事請負契約の締結について	（ 41 ）
第 75 号議案	道路改良工事請負契約の締結について	（ 43 ）
第 76 号議案	港湾機能施設整備工事請負契約の締結について	（ 45 ）
第 77 号議案	武生商工高校新体育館（仮称）建築工事請負契約の締結について	（ 47 ）
第 78 号議案	武生商工高校新商業棟（仮称）建築工事請負契約の締結について	（ 49 ）
第 79 号議案	令和 4 年度福井県歳入歳出決算の認定について	（ 51 ）

目 次

第 80 号議案	令和 4 年度公営企業会計における剰余金の処分および決算の認定について	( 53)
報告第 12 号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	( 55)
報告第 13 号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	( 59)
報告第 14 号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	( 63)
報告第 15 号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	( 67)
報告第 16 号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	( 71)
報告第 17 号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	( 75)
報告第 18 号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	( 79)
報告第 19 号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	( 83)
報告第 20 号	令和 4 年度福井県内部統制評価の報告について	( 87)
報告第 21 号	健全化判断比率の報告について	( 89)
報告第 22 号	資金不足比率の報告について	( 91)
報告第 23 号	令和 4 年度福井県一般会計継続費精算報告書	( 93)
報告第 24 号	令和 4 年度公立大学法人福井県立大学業務実績評価の結果について	( 95)
報告第 25 号	第 3 期中期目標期間終了時に見込まれる公立大学法人福井県立大学業務実績評価の結果について	( 97)

予 算 案 説 明 書

一 般 会 計

歳入歳出予算事項別明細書	( 99)
--------------	-------

特 別 会 計 .....	(155)
---------------	-------



令和5年度福井県の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,602,014千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ540,274,397千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

2 債務負担行為の変更は、「第2表の1債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

2 地方債の変更は、「第3表の1地方債補正」による。

令和5年9月4日提出

福井県知事 杉 本 達 治





第1表 歳入歳出予算補正 歳 入 (単位 千円)				
款	項	補正前の額	補正額	計
<b>5</b> 地方交付税		<b>129,477,000</b>	<b>1,364,660</b>	<b>130,841,660</b>
	1 地方交付税	129,477,000	1,364,660	130,841,660
<b>7</b> 分担金および負担金		<b>1,994,677</b>	<b>6,500</b>	<b>2,001,177</b>
	1 負担金	1,994,677	6,500	2,001,177
<b>9</b> 国庫支出金		<b>70,260,272</b>	<b>3,998,689</b>	<b>74,258,961</b>
	1 国庫負担金	36,365,575	3,259,694	39,625,269
	2 国庫補助金	33,297,085	738,209	34,035,294
	3 委託金	597,612	786	598,398
<b>10</b> 財産収入		<b>1,278,292</b>	<b>118</b>	<b>1,278,410</b>
	1 財産運用収入	526,874	118	526,992
<b>11</b> 寄附金		<b>215,980</b>	<b>306,816</b>	<b>522,796</b>
	1 寄附金	215,980	306,816	522,796
<b>12</b> 繰入金		<b>13,752,923</b>	<b>22,747</b>	<b>13,775,670</b>
	3 基金繰入金	13,342,326	22,747	13,365,073
<b>13</b> 繰越金		<b>2,716,916</b>	<b>5,980,763</b>	<b>8,697,679</b>
	1 繰越金	2,716,916	5,980,763	8,697,679

款	項	補正前の額	補正額	計
14 諸収入		<b>47,656,776</b>	<b>1,568,721</b>	<b>49,225,497</b>
	4 受託事業収入	776,384	2,402	778,786
	7 雑入	2,333,465	1,566,319	3,899,784
15 県債		<b>62,308,000</b>	<b>3,353,000</b>	<b>65,661,000</b>
	1 県債	62,308,000	3,353,000	65,661,000
補正されなかった款に係る額		<b>194,011,547</b>		<b>194,011,547</b>
歳入合計		<b>523,672,383</b>	<b>16,602,014</b>	<b>540,274,397</b>

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
<b>2</b>	<b>総務費</b>	<b>50,213,180</b>	<b>62,152</b>	<b>50,275,332</b>
	1 総務管理費	12,108,994	4,385	12,113,379
	2 企画費	26,564,605	36,767	26,601,372
	6 防災費	1,595,056	21,000	1,616,056
<b>3</b>	<b>民生費</b>	<b>50,858,831</b>	<b>6,800,742</b>	<b>57,659,573</b>
	1 社会福祉費	33,607,879	1,562,190	35,170,069
	2 児童福祉費	16,353,512	5,218,551	21,572,063
	3 生活保護費	503,460	20,001	523,461
<b>4</b>	<b>衛生費</b>	<b>25,091,246</b>	<b>1,443,255</b>	<b>26,534,501</b>
	1 公衆衛生費	15,971,416	1,347,508	17,318,924
	2 環境衛生費	1,810,882	8,418	1,819,300
	3 保健所費	140,693	65,347	206,040
	4 医薬費	7,168,255	21,982	7,190,237
<b>5</b>	<b>労働費</b>	<b>1,877,150</b>	<b>68,800</b>	<b>1,945,950</b>
	1 労政費	1,384,071	68,800	1,452,871
<b>6</b>	<b>農林水産費</b>	<b>31,570,383</b>	<b>926,135</b>	<b>32,496,518</b>

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 農業費	11,341,021	17,541	11,358,562
	2 畜産業費	531,267	6,461	537,728
	3 農地費	9,735,595	280,561	10,016,156
	4 林業費	8,419,332	610,000	9,029,332
	5 水産業費	1,543,168	11,572	1,554,740
<b>7</b>	<b>商工費</b>	<b>62,845,523</b>	<b>376,000</b>	<b>63,221,523</b>
	1 商業費	49,305,460	368,000	49,673,460
	4 観光費	2,208,142	8,000	2,216,142
<b>8</b>	<b>土木費</b>	<b>57,045,291</b>	<b>352,436</b>	<b>57,397,727</b>
	3 河川海岸費	16,890,382	348,500	17,238,882
	4 港湾費	2,760,890	3,936	2,764,826
<b>9</b>	<b>警察費</b>	<b>23,029,882</b>	<b>12,658</b>	<b>23,042,540</b>
	1 警察管理費	20,946,277	12,658	20,958,935
<b>10</b>	<b>教育費</b>	<b>96,274,457</b>	<b>385,946</b>	<b>96,660,403</b>
	1 教育総務費	16,172,221	7,066	16,179,287
	2 小中学校費	39,880,799	29,423	39,910,222
	3 高等学校費	18,351,342	46,568	18,397,910
	6 社会教育費	8,804,244	2,298	8,806,542

	7 保健体育費	1,334,725	300,591	1,635,316
11 災害復旧費		<b>7,761,174</b>	<b>6,173,890</b>	<b>13,935,064</b>
	2 農林水産施設災害復旧費	1,254,273	1,915,958	3,170,231
	3 土木施設災害復旧費	6,504,450	4,257,932	10,762,382
補正されなかった款に係る額		<b>117,105,266</b>		<b>117,105,266</b>
歳出合計		<b>523,672,383</b>	<b>16,602,014</b>	<b>540,274,397</b>

第2表 債務負担行為補正（追加）

（単位 千円）

事 項	期 間	限 度 額
関西圏での観光・物産PR拠点設置事業費	令和6年度～令和10年度	67,000
ドクターへり導入推進事業費	令和6年度～令和10年度	1,324,685
道路新設改良事業費	令和6年度	640,000
道路新設改良事業費（県単）	令和6年度	182,000
道路維持事業費（県単）	令和6年度	934,500
橋りょう新設改良事業費	令和6年度	100,000
河川改良事業費（県単）	令和6年度	260,000
砂防事業費（県単）	令和6年度	79,500
海岸保全事業費（県単）	令和6年度	500
港湾建設事業費（県単）	令和6年度	43,500
議長車更新事業費	令和6年度～令和7年度	7,257

第2表の1 債務負担行為補正（変更）

（単位 千円）

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
農 業 近 代 化 資 金 利 子 補 給	令和6年度～令和26年度	47,364	令和6年度～令和26年度	60,959
県立学校施設リフレッシュ事業費	令和6年度	1,248,340	令和6年度	1,276,741
大野警察署建設事業費	令和6年度	1,710,638	令和6年度～令和7年度	2,109,159

第3表 地方債補正（追加）

（単位 千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山施設災害復旧費（県単）	150,000	普通貸借または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内  (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを行 った後においては、当該見 直し後の利率)	償還年限30年以内  (うち据置期間5年以内)
現年発生農業施設災害復旧費	10,000	〃	〃	
合 計	160,000			



第3表の1 地方債補正（変更）

（単位 千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地改良事業費	1,137,000	普通貸借 または 証券発行  〔政府資金、 その他〕	7.0%以内  〔ただし、利率見直し 方式で借り入れる 政府資金及び地 方公共団体金融機 構資金について、 利率の見直しを 行った後において は、当該見直し後 の利率〕	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)	1,362,000	普通貸借 または 証券発行  〔政府資金、 その他〕	7.0%以内  〔ただし、利率見直し 方式で借り入れる 政府資金及び地 方公共団体金融機 構資金について、 利率の見直しを 行った後において は、当該見直し後 の利率〕	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)
林道事業費	195,000	〃	〃		245,000	〃	〃	
治山事業費	1,914,000	〃	〃		2,171,000	〃	〃	
河川事業費	5,142,000	〃	〃		5,447,000	〃	〃	
砂防事業費	912,000	〃	〃		942,000	〃	〃	
現年発生治山施設災害復旧費（公共）	29,000	〃	〃		146,000	〃	〃	
現年発生河川等災害復旧費（公共）	1,631,000	〃	〃		2,738,000	〃	〃	
河川等災害復旧費（県単）	147,000	〃	〃		1,249,000	〃	〃	
合計	11,107,000				14,300,000			



第63号議案

令和5年度 福井県用品等集中管理事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度福井県用品等集中管理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,614千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ279,529千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月4日提出

福井県知事 杉 本 達 治



別 表 歳入歳出予算補正		歳 入			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 使用料および手数料		<b>49,388</b>	<b>5,614</b>	<b>55,002</b>	
	1 使用料	48,803	5,614	54,417	
補正されなかった款に係る額		<b>224,527</b>		<b>224,527</b>	
歳 入 合 計		<b>273,915</b>	<b>5,614</b>	<b>279,529</b>	

歳		出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
1 用品等集中管理費		<b>273,915</b>	<b>5,614</b>	<b>279,529</b>
	2 自動車管理費	33,865	5,614	39,479
歳 出 合 計		<b>273,915</b>	<b>5,614</b>	<b>279,529</b>

第64号議案

令和5年度 福井県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度福井県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,212,573千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、次表「地方債補正」による。

地方債補正（変更）

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
港湾施設整備事業費	千円 1,232,000	普通貸借 または 証券発行  (政府資金、その他)	7.0%以内  (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	償還年限 30年以内  (うち据置期間 5年以内)	千円 1,382,000	普通貸借 または 証券発行  (政府資金、その他)	7.0%以内  (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	償還年限 30年以内  (うち据置期間 5年以内)

令和5年9月4日提出

福井県知事 杉 本 達 治



別表 歳入歳出予算補正		歳入			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
3 県債		<b>1,232,000</b>	<b>150,000</b>	<b>1,382,000</b>	
	1 県債	1,232,000	150,000	1,382,000	
補正されなかった款に係る額		<b>1,830,573</b>		<b>1,830,573</b>	
歳入合計		<b>3,062,573</b>	<b>150,000</b>	<b>3,212,573</b>	

歳		出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
1 土木費		<b>3,062,573</b>	<b>150,000</b>	<b>3,212,573</b>
	1 港湾費	3,062,573	150,000	3,212,573
歳 出 合 計		<b>3,062,573</b>	<b>150,000</b>	<b>3,212,573</b>

## 第六十五号議案

福井県児童・女性相談所および福井県嶺南振興局敦賀児童相談所の設置に関する条例の制定について

福井県児童・女性相談所および福井県嶺南振興局敦賀児童相談所の設置に関する条例を次のように制定する。

令和五年九月四日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県児童・女性相談所および福井県嶺南振興局敦賀児童相談所の設置に関する条例

(福井県児童・女性相談所の設置等)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十六条第一項の規定に基づき、児童および困難な問題を抱える女性の相談および援助に関する事務を分掌させるため、福井県児童・女性相談所(以下「児童・女性相談所」という。)を設置する。

2 児童・女性相談所は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十二条第一項の児童相談所(以下「児童相談所」という。)および困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)第九条第一項の女性相談支援センター(以下「女性相談支援センター」という。)とする。

(児童・女性相談所の位置および所管区域)

第二条 児童・女性相談所は、福井市に置く。

2 児童・女性相談所の所管区域は、福井県の区域とする。ただし、児童福祉法第十二条第二項に規定する児童相談所の業務に係る所管区

域は、福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、吉田郡、今立郡、南条郡および丹生郡とする。

(福井県嶺南振興局敦賀児童相談所の設置)

第三条 児童福祉法第十二条第一項の規定に基づき、福井県嶺南振興局敦賀児童相談所(以下「敦賀児童相談所」という。)を設置する。

(敦賀児童相談所の位置および所管区域)

第四条 敦賀児童相談所は、敦賀市に置く。

2 敦賀児童相談所の所管区域は、敦賀市、小浜市、三方郡、大飯郡および三方上中郡とする。

(その他)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(福井県総合福祉相談所および福井県嶺南振興局敦賀児童相談所の設置および管理に関する条例の一部改正)

2 福井県総合福祉相談所および福井県嶺南振興局敦賀児童相談所の設置および管理に関する条例(平成十二年福井県条例第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>福井県総合福祉相談所の設置および管理に関する条例</p> <p>(福井県総合福祉相談所の設置等)</p> <p>第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十六条第一項の規定に基づき、身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者の相談および援助に関する事務を分掌させるため、福井県総合福祉相談所(以下「総合福祉相談</p>	<p>福井県総合福祉相談所および福井県嶺南振興局敦賀児童相談所の設置および管理に関する条例</p> <p>(福井県総合福祉相談所の設置等)</p> <p>第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十六条第一項の規定に基づき、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、要保護女子および児童の相談および援助に関する事務を分掌させるため、福井県総合福祉相談所(</p>

<p>所」という。)を設置する。</p> <p>2 総合福祉相談所は、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十一条第一項の身体障害者更生相談所、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、第十二条第一項の知的障害者更生相談所および精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第六条第一項に規定する精神保健福祉センターとする。</p> <p>第二条 (総合福祉相談所の位置および所管区域) (略)</p> <p>2 総合福祉相談所の所管区域は、福井県の区域とする。</p> <p>第六条 (使用料および手数料の免除) (略)</p> <p>第七条 (その他) (略)</p>	<p>以下「総合福祉相談所」という。)を設置する。</p> <p>2 総合福祉相談所は、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十一条第一項の身体障害者更生相談所、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、第十二条第一項の知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、売春防止法(昭和三十一年法律第十八号)第三十四条第一項の婦人相談所および児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十二条第一項の児童相談所(以下「児童相談所」という。)とする。</p> <p>第二条 (総合福祉相談所の位置および所管区域) (略)</p> <p>2 総合福祉相談所の所管区域は、福井県の区域とする。ただし、児童福祉法第十二条第二項に規定する児童相談所の業務に係る所管区域は、福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、吉田郡、今立郡、南条郡および丹生郡とする。</p> <p>第六条 (使用料および手数料の免除) (略)</p> <p>第七条 (福井県嶺南振興局敦賀児童相談所の設置) (略)</p> <p>第七条 児童福祉法第十二条第一項の規定に基づき、福井県嶺南振興局敦賀児童相談所(以下「敦賀児童相談所」という。)を設置する。</p> <p>第八条 敦賀児童相談所の位置および所管区域 (略)</p> <p>第八条 敦賀児童相談所は、敦賀市に置く。</p> <p>2 敦賀児童相談所の所管区域は、敦賀市、小浜市、三方郡、大飯郡および三方上中郡とする。</p> <p>第九条 (その他) (略)</p>
<p>3 福井県青少年愛護条例(昭和三十九年福井県条例第十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	<p>改正後</p> <p>(旅館業を営む者の届出)</p> <p>第三十八条 旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)第二条第一項に規定する旅館業を営む者(風営法第二条第六項第四号の営業を営む者を除く。)は、</p> <p>改正前</p> <p>(旅館業を営む者の届出)</p> <p>第三十八条 旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)第二条第一項に規定する旅館業を営む者(風営法第二条第六項第四号の営業を営む者を除く。)は、</p>

同伴の保護者がなく、かつ、その行動が明らかに不審であると認められる青少年が宿泊した場合は、速やかに健康福祉センター所長、児童・女性相談所長、嶺南振興局敦賀児童相談所長、青少年愛護センター所長または警察官に届け出るように努めなければならない。

(物品の販売業者等の責務)

第三十九条 物品の販売業を営む者、興行場を経営する者、質屋、古物商、貸金業者、前条に規定する旅館業を営む者または理容業もしくは美容業(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第六十四号)第二条第一項第二号または第三号に規定する営業をいう。)を営む者は、青少年に対する営業に関し、当該営業に係る地域の小学校、中学校その他の教育機関および児童・女性相談所、嶺南振興局敦賀児童相談所その他の行政機関と密接な連絡を図り、青少年の健全な育成に配慮するように努めなければならない。

同伴の保護者がなく、かつ、その行動が明らかに不審であると認められる青少年が宿泊した場合は、速やかに健康福祉センター所長、総合福祉相談所長、嶺南振興局敦賀児童相談所長、青少年愛護センター所長または警察官に届け出るように努めなければならない。

(物品の販売業者等の責務)

第三十九条 物品の販売業を営む者、興行場を経営する者、質屋、古物商、貸金業者、前条に規定する旅館業を営む者または理容業もしくは美容業(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第六十四号)第二条第一項第二号または第三号に規定する営業をいう。)を営む者は、青少年に対する営業に関し、当該営業に係る地域の小学校、中学校その他の教育機関および総合福祉相談所、嶺南振興局敦賀児童相談所その他の行政機関と密接な連絡を図り、青少年の健全な育成に配慮するように努めなければならない。

提 案 理 由

福井県児童・女性相談所を新設し、児童相談所および婦人相談所を移転したので、この案を提出する。

# 第六十六号議案

福井県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正について

福井県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年九月四日提出

福井県知事 杉 本 達 治

福井県条例第 号

福井県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

福井県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成十八年福井県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第三条第一項および第三項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（同条第一項または第三項の認定を受けた施設および同条第十項の規定による公示がされた施設をいう。以下同じ。）の認定の要件を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第三条第一項および第三項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（同条第一項または第三項の認定を受けた施設および同条第十項の規定による公示がされた施設をいう。以下同じ。）の認定の要件を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。



# 第六十七号議案

旅館業法施行条例および福井県手数料徴収条例の一部改正について

旅館業法施行条例および福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年九月四日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

旅館業法施行条例および福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例

(旅館業法施行条例の一部改正)

第一条 旅館業法施行条例(昭和三十三年福井県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(宿泊を拒むことができる事由) 第十四条 法第五条第一項第四号の条例で定める事由は、次のとおりとする。 一・二 (略)</p>	<p>(宿泊を拒むことができる事由) 第十四条 法第五条第三号の条例で定める事由は、次のとおりとする。 一・二 (略)</p>

(福井県手数料徴収条例の一部改正)

第二条 福井県手数料徴収条例(平成十二年福井県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第二条、第三条関係) 一～四 (略)			別表(第二条、第三条関係) 一～四 (略)		
五 健康福祉部関係			五 健康福祉部関係		
事務の区分			事務の区分		
一～五十四 (略)	(略)	金額	一～五十四 (略)	(略)	金額
五十五 旅館業法第三条の二 第一項、第三条の三第一項 または第三条の四第一項の 規定に基づく旅館業の許可 を受けた地位の承継の承認 申請に対する審査	旅館業の許可を受けた 地位の承継の承認申請 手数料	七千四百円	五十五 旅館業法第三条の二 第一項または第三条の三第 一項の規定に基づく旅館業 の許可を受けた地位の承継 の承認申請に対する審査	旅館業の許可を受けた 地位の承継の承認申請 手数料	七千四百円
五十六～二百十一 (略)	(略)	(略)	五十六～二百十一 (略)	(略)	(略)
六～九 (略)	(略)	(略)	六～九 (略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)の施行の日から施行する。

提 案 理 由

旅館業法の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

# 第六十八号議案

福井県立学校設置条例の一部改正について

福井県立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年九月四日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県立学校設置条例の一部を改正する条例

福井県立学校設置条例（昭和二十八年福井県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																														
<p>(設置)</p> <p>第一条 県立の高等学校、特別支援学校および中学校（以下「県立学校」という。）を次の表のとおり設置する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特別支援学校</p> <table border="0"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> <td>部</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>福井県立福井東特別支援学校</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>福井県立清水特別支援学校</td> <td>福井市島寺町</td> <td>小学部、中学部、高 等部</td> </tr> <tr> <td>福井県立嶺北特別支援学校</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	名称	位置	部	(略)	(略)	(略)	福井県立福井東特別支援学校	(略)	(略)	福井県立清水特別支援学校	福井市島寺町	小学部、中学部、高 等部	福井県立嶺北特別支援学校	(略)	(略)	<p>(設置)</p> <p>第一条 県立の高等学校、特別支援学校および中学校（以下「県立学校」という。）を次の表のとおり設置する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特別支援学校</p> <table border="0"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> <td>部</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>福井県立福井東特別支援学校</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>福井県立清水特別支援学校</td> <td>福井市島寺町</td> <td>小学部、中学部</td> </tr> <tr> <td>福井県立嶺北特別支援学校</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	名称	位置	部	(略)	(略)	(略)	福井県立福井東特別支援学校	(略)	(略)	福井県立清水特別支援学校	福井市島寺町	小学部、中学部	福井県立嶺北特別支援学校	(略)	(略)
名称	位置	部																													
(略)	(略)	(略)																													
福井県立福井東特別支援学校	(略)	(略)																													
福井県立清水特別支援学校	福井市島寺町	小学部、中学部、高 等部																													
福井県立嶺北特別支援学校	(略)	(略)																													
名称	位置	部																													
(略)	(略)	(略)																													
福井県立福井東特別支援学校	(略)	(略)																													
福井県立清水特別支援学校	福井市島寺町	小学部、中学部																													
福井県立嶺北特別支援学校	(略)	(略)																													

三 (略)

(略)

(略)

三 (略)

(略)

(略)

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 理 由

福井県立清水特別支援学校に高等部を新設したいので、所要の改正を行う。

# 第六十九号議案

福井県地方警察職員定数条例の一部改正について

福井県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年九月四日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

福井県地方警察職員定数条例（昭和二十九年福井県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

別表（第二条関係）				改正後	別表（第二条関係）				改正前	
区分	階級	定数		区分	階級	定数		区分	階級	定数
警察官	警視 警部 警部補 （巡査部長を含む。） 巡査	（略） 一六六八 九八七八 五二七八		警察官	警視 警部 警部補 （巡査部長を含む。） 巡査	（略） 一六五八 九七六八 五一〇八		警察官	警視 警部 警部補 （巡査部長を含む。） 巡査	（略） 一六五八 九七六八 五一〇八
小計		一、七五二八		小計		一、七三二八		小計		一、七三二八
その他の職員		三三二八		その他の職員		三五二八		その他の職員		三五二八
合計		（略）		合計		（略）		合計		（略）

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 理 由

交通巡視員から警察官への身分切替えに伴い、定数および階級別定数を改定したいので、この案を提出する。

## 第七十号議案

県有財産の取得について

原子力環境監視センターの監視用備品として、次のとおり物品を取得するものとする。

令和五年九月四日提出

福井県知事 杉 本 達 治

一 物 品 名 環境放射線監視テレメータシステム

二 契約方法 一般競争入札

三 契約者 福井市大手三丁目七番一号

株式会社日立製作所福井支店

支店長 松 下 英 樹

四 契約金額 一金 一一五、五〇〇、〇〇〇円

提 案 理 由

地方自治法第九十六条第一項第八号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第三条の規定により、この案を提出する。





## 第七十一号議案

県有財産の取得について

財務会計システム用備品として、次のとおり物品を取得するものとする。

令和五年九月四日提出

福井県知事 杉 本 達 治

一 物 品 名 財務会計システム用サーバ機器およびソフトウェア

二 契約方法 一般競争入札

三 契 約 者 大分県大分市東春日町一七番五七号

株式会社オーイーシー

代表取締役社長 加 藤 健

四 契約金額 一金 一二九、八〇〇、〇〇〇円

提 案 理 由

地方自治法第九十六条第一項第八号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第三条の規定により、この案を提出する。



## 第七十二号議案

県有財産の取得について

福井県警察の事務用備品として、次のとおり物品を取得するものとする。

令和五年九月四日提出

福井県知事 杉本達治

一 物品名 福井県警察端末装置

二 契約方法 一般競争入札

三 契約者 福井市豊島一丁目三番一号

三谷商事株式会社

代表取締役社長 三谷 聡

四 契約金額 一金 六九、〇八〇、〇〇〇円

提案理由

地方自治法第九十六条第一項第八号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第三条の規定により、この案を提出する。



## 第七十三号議案

道路改良工事請負契約の締結について

道路改良工事請負契約を次のとおり締結する。

令和五年九月四日提出

福井県知事 杉本達治

一 工事名称 道路改良工事（仮称）四号高架橋上部工事（P二―P四）

二 路線名 主要地方道丸岡川西線（福井港丸岡インター連絡道路）

坂井市春江町沖布目から丸岡町舟寄地係

三 工事内容 延長 九九・九メートル

幅員 一〇・五メートル

四 契約方法 一般競争入札

五 契約者 福井鐵工（株）、オカモト鐵工（株）、（仮称）四号高架橋上部工事（P二―P四）〇五―〇二―〇七〇四特定建設  
工事共同企業体

代表者 福井市若栄町七〇二番地

福井鐵工株式会社

代表取締役社長 佐野洋介

福井市上森田一丁目一〇二番地の二

オカモト鐵工株式会社

代表取締役 草壁正明

六 契約金額 一金 五九四、〇〇〇、〇〇〇円

提 案 理 由

地方自治法第九十六条第一項第五号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第二条の規定により、この案を提出する。

## 第七十四号議案

道路改良工事請負契約の締結について

道路改良工事請負契約を次のとおり締結する。

令和五年九月四日提出

福井県知事 杉本達治

一 工事名称 道路改良工事（仮称）四号高架橋上部工事（P四―P六）

二 路線名 主要地方道丸岡川西線（福井港丸岡インター連絡道路）

坂井市丸岡町舟寄地係

三 工事内容 延長 九七・〇メートル

幅員 一〇・五メートル

四 契約方法 一般競争入札

五 契約者 オカモト鐵工（株）、福井鐵工（株）、（仮称）四号高架橋上部工事（P四―P六）〇五―〇二―〇七〇五特定建設  
工事共同企業体

代表者 福井市上森田一丁目一〇二番地の二

オカモト鐵工株式会社

代表取締役 草壁正明

福井市若栄町七〇二番地

福井鐵工株式会社

代表取締役社長 佐野 洋介

六 契約金額 一金 四八六、〇九〇、〇〇〇円

提 案 理 由

地方自治法第九十六条第一項第五号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第二条の規定により、この案を提出する。



# 第七十五号議案

道路改良工事請負契約の締結について

道路改良工事請負契約を次のとおり締結する。

令和五年九月四日提出

福井県知事 杉本達治

一 工事名称 道路改良工事（仮称）四号高架橋上部工事（P六―P八）

二 路線名 主要地方道丸岡川西線（福井港丸岡インター連絡道路）

坂井市丸岡町舟寄地係

三 工事内容 延長 八八・〇メートル

幅員 一〇・三メートル

四 契約方法 一般競争入札

五 契約者 オカモト鐵工（株）、福井鐵工（株）、（仮称）四号高架橋上部工事（P六―P八）〇五―〇二―〇七〇六特定建設  
工事共同企業体

代表者 福井市上森田一丁目一〇二番地の二

オカモト鐵工株式会社

代表取締役 草壁正明

福井市若栄町七〇二番地

福井鐵工株式会社

代表取締役社長 佐野 洋介

六 契約金額 一金 四六九、三七〇、〇〇〇円

提 案 理 由

地方自治法第九十六条第一項第五号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第二条の規定により、この案を提出する。

## 第七十六号議案

港湾機能施設整備工事請負契約の締結について

港湾機能施設整備工事請負契約を次のとおり締結する。

令和五年九月四日提出

福井県知事 杉本達治

一 工事名称 港湾整備工事五―一 鞠山北

二 工事場所 敦賀港

敦賀市鞠山地係

三 工事内容 多目的クレーン 製作・据付 一基

四 契約方法 一般競争入札

五 契約者 大阪府大阪市北区中之島三丁目二番四号

IHI運搬機械株式会社

関西営業所

所長 館 弘 崇

六 契約金額 一金 一、八六三、四〇〇、〇〇〇円

提 案 理 由

地方自治法第九十六条第一項第五号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第二条の規定により、この案を提出する。

## 第七十七号議案

武生商工高校新体育館（仮称）建築工事請負契約の締結について

武生商工高校新体育館（仮称）建築工事請負契約を次のとおり締結する。

令和五年九月四日提出

福井県知事 杉本 達治

一 工事名称 武生商工高校新体育館（仮称）建築工事

二 工事場所 越前市文京一丁目地係

三 工事内容 新体育館

鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上三階建 延三、三五・一平方メートル

渡り廊下

鉄骨造 地上一階建

四 契約方法 一般競争入札

五 契約者 田中建設（株）、北信建設（株）、（株）キョエイビルド、武生商工高校新体育館（仮称）建築工事特定建設工事共

同企業体

代表者 越前市本保町二十一号十番地

田中建設株式会社

代表取締役 田中 大成

越前市村国二丁目一番十一号

北信建設株式会社

代表取締役 伊 林 健 吾

越前市新町八号六番地

株式会社キヨエイビルド

代表取締役 福 岡 達 夫

六 契約金額 一金 一、五九五、〇〇〇、〇〇〇円

提 案 理 由

地方自治法第九十六条第一項第五号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第二条の規定により、この案を提出する。

## 第七十八号議案

武生商工高校新商業棟（仮称）建築工事請負契約の締結について

武生商工高校新商業棟（仮称）建築工事請負契約を次のとおり締結する。

令和五年九月四日提出

福井県知事 杉本達治

一 工事名称 武生商工高校新商業棟（仮称）建築工事

二 工事場所 越前市文京一丁目地係

三 工事内容 新商業棟

鉄筋コンクリート造 地上四階建 延二、七三〇・〇平方メートル

渡り廊下

鉄骨造 地上二階建 延二二・六平方メートル

四 契約方法 一般競争入札

五 契約者 (株)ウエキグミ、(株)関組、武生商工高校新商業棟（仮称）建築工事特定建設工事共同企業体

代表者 越前市府中三の九の一

株式会社ウエキグミ

代表取締役社長 上木雅晴

越前市粟田部町六の二十六

株式会社関組

代表取締役 関 剛 摩

六 契約金額 一金 九四七、一〇〇、〇〇〇円

提 案 理 由

地方自治法第九十六条第一項第五号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第二条の規定により、この案を提出する。



## 第七十九号議案

令和四年度福井県歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三条第三項の規定に基づき、令和四年度福井県一般会計および特別会計の歳入歳出決算について、別冊のとおり監査委員の意見を添えて議会の認定を求めらる。

令和五年九月四日提出

福井県知事 杉 本 達 治



## 第八十号議案

令和四年度公営企業会計における剰余金の処分および決算の認定について

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十二条第二項の規定に基づき、令和四年度福井県工業用水道事業、福井県水道  
用水供給事業、福井県臨海工業用地等造成事業、福井県臨海下水道事業および福井県病院事業の剰余金を別冊のとおり処分する。

あわせて、同法第三十条第四項の規定に基づき、令和四年度福井県工業用水道事業会計決算、福井県水道用水供給事業会計決算、福井県  
臨海工業用地等造成事業会計決算、福井県臨海下水道事業会計決算および福井県流域下水道事業会計決算および福井県病院事業会計決算につい  
て、別冊のとおり監査委員の意見を添えて議会の認定を求める。

令和五年九月四日提出

福井県知事 杉 本 達 治



## 報告第十二号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。

令和五年九月四日提出

福井県知事 杉 本 達 治



## 専決第三号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定に基づき、専決処分する。

令和五年七月二十一日

福井県知事 杉 本 達 治

一 損害を賠償し和解をする相手方

鯖江市 個人

二 損害賠償の額 五八、二三二円

三 事故の態様

令和五年二月十日午後三時四十分頃、文化課の県有自動車が、福井市花堂南二丁目十六番一号の交差点において、相手方が所有する自動車に衝突して、当該自動車に損害を与えたものである。

四 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。





## 報告第十三号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。

令和五年九月四日提出

福井県知事 杉 本 達 治



## 専決第九号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定に基づき、専決処分する。

令和五年八月三日

福井県知事 杉 本 達 治

一 損害を賠償し和解をする相手方

山梨県甲斐市 個人

二 損害賠償の額 一〇五、四五八円

三 事故の態様

令和五年一月十三日午後四時頃、福井農林総合事務所の県有自動車が、福井市大手三丁目十番一号駐車場において、相手方が所有する自動車に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

四 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。



## 報告第十四号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。

令和五年九月四日提出

福井県知事 杉 本 達 治



## 専決第十号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定に基づき、専決処分する。

令和五年八月三日

福井県知事 杉 本 達 治

一 損害を賠償し和解をする相手方

坂井市 個人

二 損害賠償の額 四二、七六八円

三 事故の態様

令和四年十二月十九日午後〇時頃、審査指導課の県有自動車が、福井県農業協同組合丸岡支店駐車場において、相手方が所有する自動車に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

四 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。





## 報告第十五号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。

令和五年九月四日提出

福井県知事 杉 本 達 治



## 専決第四号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定に基づき、専決処分する。

令和五年七月二十七日

福井県知事 杉 本 達 治

一 損害を賠償し和解をする相手方

越前市 個人

二 損害賠償の額 一、四八二、八〇〇円

三 事故の態様

令和五年一月十二日午後五時三十一分頃、越前警察署の県有自動車が、越前市日野美二丁目四十三において、相手方が所有するプロック塀に接触して、当該物件に損害を与えたものである。

四 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。



## 報告第十六号

専決処分の報告について

交通取締用自動二輪車の乗車訓練を行った際に、自動車に損害を与えた事案について損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。

令和五年九月四日提出

福井県知事 杉 本 達 治



## 専決第五号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり交通取締用自動二輪車の乗車訓練を行った際に、自動車に損害を与えた事案の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定に基づき、専決処分する。

令和五年七月二十七日

福井県知事 杉 本 達 治

一 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

越前市 個人

二 損害賠償の額 六二八、八〇四円

三 事故の態様

令和五年三月十五日午前十一時十五分頃、交通機動隊庁舎南側訓練場において、交通取締用自動二輪車の乗車訓練を行った際に、相手方が所有する自動車に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

四 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。





## 報告第十七号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。

令和五年九月四日提出

福井県知事 杉 本 達 治



## 専決第六号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定に基づき、専決処分する。

令和五年七月二十七日

福井県知事 杉 本 達 治

一 損害を賠償し和解をする相手方

鯖江市

二 損害賠償の額 四七五、二〇〇円

三 事故の態様

令和五年四月二十一日午後八時五十八分頃、越前警察署の県有自動車が、鯖江市下新庄町百三十字九十番地の市道において、相手方が所有するガードレールに接触して、当該物件に損害を与えたものである。

四 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。



# 報告第十八号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。

令和五年九月四日提出

福井県知事 杉 本 達 治



## 専決第七号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定に基づき、専決処分する。

令和五年七月二十七日

福井県知事 杉 本 達 治

一 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

二 損害賠償の額 八四、〇四〇円

三 事故の態様

令和五年四月二十五日午前十時五分頃、福井警察署の県有自動車が、福井市二の宮二丁目十四番十四号駐車場において、相手方が所有するフェンスに接触して、当該物件に損害を与えたものである。

四 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。





## 報告第十九号

専決処分の報告について

県管理の看板が飛散したことにより、自動車に損害を与えた事案について損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。

令和五年九月四日提出

福井県知事 杉 本 達 治



## 専決第八号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県管理の看板が飛散したことにより自動車に損害を与えた事案の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定に基づき、専決処分する。

令和五年七月二十七日

福井県知事 杉 本 達 治

一 損害を賠償し和解をする相手方

岐阜県下呂市 個人

二 損害賠償の額 一六一、〇九九円

三 事故の態様

令和五年五月六日午前八時四十分頃、福井市居倉町三十七字三十四番二駐車場において、福井南警察署管理の看板が強風により飛散し、相手方が所有する自動車に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

四 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。



## 報告第二十号

令和四年度福井県内部統制評価の報告について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十六条第六項の規定により、令和四年度福井県内部統制評価報告書について、監査委員の意見を付して、別冊のとおり報告する。

令和五年九月四日提出

福井県知事 杉 本 達 治



## 報告第21号

## 健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和4年度決算に基づき算定した健全化判断比率について、監査委員の意見を付して、次のとおり報告する。

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (3.75)	— (8.75)	11.8 (25.0)	149.1 (400.0)

(注) 1 ( ) 内は、早期健全化基準を表す。  
2 「—」は、実質赤字額および連結実質赤字額がないことを表す。

令和5年9月4日提出

福井県知事 杉 本 達 治





地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づき算定した資金不足比率について、監査委員の意見を付して、次のとおり報告する。

（単位 %）

特別会計の名称	資金不足比率	特別会計の名称	資金不足比率
福井県病院事業会計	—	福井県臨海下水道事業会計	—
福井県臨海工業用地等造成事業会計	—	福井県流域下水道事業会計	—
福井県工業用水道事業会計	—	福井県港湾整備事業特別会計	—
福井県水道用水供給事業会計	—		

（注）1 経営健全化基準は20.0%である。  
2 「—」は、資金不足額がないことを表す。

令和5年9月4日提出

福井県知事 杉 本 達 治



報告第23号

令和4年度 福井県一般会計継続費精算報告書

(単位 円)

款	項	事業名	年 度	全 体 計 画				実 績				比 較					
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支 出 額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支出済額の 差	左 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				特 定 財 源				一般財源	特 定 財 源			
					国支出金	地方債	その他		一般財源	国支出金	地方債			その他	一般財源	国支出金	地方債
土木費	道路 橋りょう費	道路新設改良費  (一般国道 476号 池田町白栗地係 白栗トンネル (仮称))	元	600,000, 000	321,000, 000	279,000, 000			600,000, 000	321,000, 000	279,000, 000			0	0	0	
			2	600,000, 000	330,000, 000	270,000, 000			600,000, 000	330,000, 000	270,000, 000			0	0	0	
			3	500,000, 000	291,500, 000	208,000, 000	500, 000		500,000, 000	291,500, 000	208,000, 000	500, 000		0	0	0	0
			4	387,316, 000	227,935, 000	159,000, 000	381, 000		387,316, 000	227,935, 000	159,000, 000	381, 000		0	0	0	0
			計	2,087,316, 000	1,170,435, 000	916,000, 000	881, 000		2,087,316, 000	1,170,435, 000	916,000, 000	881, 000		0	0	0	0

令和5年9月4日提出

福井県知事 杉 本 達 治

## 報告第二十四号

令和四年度公立大学法人福井県立大学業務実績評価の結果について

令和四年度公立大学法人福井県立大学業務実績評価の結果について、公立大学法人福井県立大学評価委員会から報告を受けたので、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第七十八条の二第六項の規定により、別冊のとおり報告する。

令和五年九月四日提出

福井県知事 杉 本 達 治



## 報告第二十五号

第三期中期目標期間終了時に見込まれる公立大学法人福井県立大学業務実績評価の結果について

第三期中期目標期間終了時に見込まれる公立大学法人福井県立大学業務実績評価の結果について、公立大学法人福井県立大学評価委員会から報告を受けたので、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第七十八条の二第六項の規定により、別冊のとおり報告する。

令和五年九月四日提出

福井県知事 杉 本 達 治





# 予 算 案 說 明 書



# 歲入歲出予算事項別明細書

(注) 歳入歳出予算事項別明細書の記載について

「3歳出」の「特定財源」の「その他」欄中

(負)とあるのは……………分担金および負担金

(使)とあるのは……………使用料および手数料

(財)とあるのは……………財 産 収 入

(寄)とあるのは……………寄 附 金

(繰入)とあるのは……………繰 入 金

(繰越)とあるのは……………繰 越 金

(諸)とあるのは……………諸 収 入

(証)とあるのは……………証 紙 収 入

を示す。

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 県 税	132,160,640		132,160,640
2 地方消費税清算金	39,882,467		39,882,467
3 地方譲与税	15,570,941		15,570,941
4 地方特例交付金	496,000		496,000
5 地方交付税	129,477,000	1,364,660	130,841,660
6 交通安全対策特別交付金	200,000		200,000
7 分担金および負担金	1,994,677	6,500	2,001,177
8 使用料および手数料	5,701,499		5,701,499
9 国庫支出金	70,260,272	3,998,689	74,258,961
10 財産収入	1,278,292	118	1,278,410
11 寄附金	215,980	306,816	522,796
12 繰入金	13,752,923	22,747	13,775,670
13 繰越金	2,716,916	5,980,763	8,697,679
14 諸収入	47,656,776	1,568,721	49,225,497
15 県債	62,308,000	3,353,000	65,661,000
歳入合計	523,672,383	16,602,014	540,274,397

(歳出)				(単位 千円)			
款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
1 議会費	1,046,225		1,046,225				
2 総務費	50,213,180	62,152	50,275,332	21,000		5,980,993	△5,939,841
3 民生費	50,858,831	6,800,742	57,659,573	18,174		1,431,169	5,351,399
4 衛生費	25,091,246	1,443,255	26,534,501	9,068		153,505	1,280,682
5 労働費	1,877,150	68,800	1,945,950				68,800
6 農林水産費	31,570,383	926,135	32,496,518	261,926	532,000	4,716	127,493
7 商工費	62,845,523	376,000	63,221,523				376,000
8 土木費	57,045,291	352,436	57,397,727		335,000	7,270	10,166
9 警察費	23,029,882	12,658	23,042,540	310			12,348
10 教育費	96,274,457	385,946	96,660,403			308,012	77,934
11 災害復旧費	7,761,174	6,173,890	13,935,064	3,688,211	2,486,000		△321
12 公債費	63,046,336		63,046,336				
13 諸支出金	52,212,705		52,212,705				
14 予備費	800,000		800,000				
<b>歳出合計</b>	<b>523,672,383</b>	<b>16,602,014</b>	<b>540,274,397</b>	<b>3,998,689</b>	<b>3,353,000</b>	<b>7,885,665</b>	<b>1,364,660</b>

## 2 歳 入

### (款) 5 地方交付税

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
(款)					
5	地方交付税	129,477,000	1,364,660	130,841,660	
(項)					
1	地方交付税	129,477,000	1,364,660	130,841,660	

(款) 5 地方交付税 (項) 1 地方交付税						
(単位 千円)						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	129,477,000	1,364,660	130,841,660	地方交付税	1,364,660	



(款) 7 分担金および負担金

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	備考
(款)					
	7 分担金および負担金	1,994,677	6,500	2,001,177	
(項)					
	1 負担金	1,994,677	6,500	2,001,177	

入(款) 7 分担金および負担金

(款) 7 分担金および負担金 (項) 1 負担金						(単位 千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 土木費負担金	914,553	6,500	921,053	河川海岸費	6,500	

(款) 9 国庫支出金

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	備考
(款)					
9	国庫支出金	70,260,272	3,998,689	74,258,961	
(項)					
1	国庫負担金	36,365,575	3,259,694	39,625,269	
2	国庫補助金	33,297,085	738,209	34,035,294	
3	委託金	597,612	786	598,398	

(款) 9 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金 (単位 千円)						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫負担金	2,753,744	776	2,754,520	社会福祉費	699	
				生活保護費	77	
3 衛生費国庫負担金	1,130,595	332	1,130,927	公衆衛生費	332	
5 農林水産費国庫負担金	3,280,819	233,333	3,514,152	林業費	233,333	
8 災害復旧費国庫負担金	4,862,603	3,025,253	7,887,856	農林水産施設災害復旧費	976,381	
				土木施設災害復旧費	2,048,872	
(款) 9 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (単位 千円)						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	9,980,332	21,000	10,001,332	防災費	21,000	立地地域避難経路安全確保事業 21,000
2 民生費国庫補助金	1,942,532	17,398	1,959,930	社会福祉費	598	結婚支援市町応援事業 16,800
				児童福祉費	16,800	
3 衛生費国庫補助金	3,602,381	7,950	3,610,331	公衆衛生費	1,858	海岸漂着物地域対策推進事業 6,092
				環境衛生費	6,092	

5	農林水産費国庫補助金	9,548,333	28,593	9,576,926	農業費 農地費	12,593 16,000	
8	警察費国庫補助金	564,167	310	564,477	警察管理費	310	
10	災害復旧費国庫補助金	344,990	662,958	1,007,948	農林水産施設災害復旧費	662,958	

(款) 9 国庫支出金 (項) 3 委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
3	衛生費委託金	34,402	786	35,188	公衆衛生費	786	

(款) 10 財 産 収 入					
(単位 千円)					
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
(款)					
10	財 産 収 入	1,278,292	118	1,278,410	
(項)					
1	財 産 運 用 収 入	526,874	118	526,992	

(款) 10 財 産 収 入 (項) 1 財産運用収入						(単位 千円)
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 利子および配当金	157,765	118	157,883	利子	118	

(款) 11 寄 附 金					
(単位 千円)					
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
(款)					
11 寄 附 金		215,980	306,816	522,796	
(項)					
1 寄 附 金		215,980	306,816	522,796	



(款) 11 寄 附 金		(項) 1 寄 附 金		(第2目教育費寄附金を第4目とし、新たに第2目民生費寄附金および第3目土木費寄附金を設ける。)		(単位 千円)
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費寄附金	210,626	230	210,856	企画費	230	
2 民生費寄附金		300	300	児童福祉費	300	
3 土木費寄附金		770	770	河川海岸費	770	
4 教育費寄附金	5,354	305,516	310,870	教育総務費	5,216	
				高等学校費	200	
				社会教育費	100	
				保健体育費	300,000	FUKUI RAYS 育成・全国魅力発信事業 300,000

(款) 12 繰入金					
(単位 千円)					
款	項	補正前の額	補正額	計	備考
(款)					
	12 繰入金	13,752,923	22,747	13,775,670	
(項)					
	3 基金繰入金	13,342,326	22,747	13,365,073	

(款) 12 繰入金 (項) 3 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
12 安心こども基金繰入金	1,654	22,747	24,401	繰入金	22,747	母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業 22,747

(款) 13 繰越金					(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	備考
(款)					
13	繰越金	2,716,916	5,980,763	8,697,679	
(項)					
1	繰越金	2,716,916	5,980,763	8,697,679	

(款) 13 繰越金 (項) 1 繰越金						(単位 千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	2,716,916	5,980,763	8,697,679	繰越金	5,980,763	

(款) 14 諸 収 入					(単位 千円)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
(款)					
14	諸 収 入	47,656,776	1,568,721	49,225,497	
(項)					
4	受託事業収入	776,384	2,402	778,786	
7	雑 入	2,333,465	1,566,319	3,899,784	

(款) 14 諸 収 入 (項) 4 受託事業収入 (単位 千円)						
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
7 教育費受託事業収入	196,769	2,402	199,171	高等学校費	2,402	高校生次世代系人材育成プロジェクト 2,402
(款) 14 諸 収 入 (項) 7 雑 入 (単位 千円)						
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 雑入	2,321,897	1,566,319	3,888,216	補助金等返還金	1,432,896	
				雑入	133,423	

(款) 15 県 債					(単位 千円)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
(款)					
15 県	債	62,308,000	3,353,000	65,661,000	
(項)					
1 県	債	62,308,000	3,353,000	65,661,000	



(款) 15 県 債 (項) 1 県 債						
(単位 千円)						
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 農林水産債	4,575,000	532,000	5,107,000	農地費	225,000	
				林業費	307,000	
7 土木債	30,368,000	335,000	30,703,000	河川海岸費	335,000	
10 災害復旧債	2,607,000	2,486,000	5,093,000	農林水産施設災害復旧費	277,000	ふくい農業ビジネスセンター災害復旧事業 10,000
				土木施設災害復旧費	2,209,000	

## 3 歳 出

## (款) 2 総務費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 2 総務費	50,213,180	62,152	50,275,332	21,000		5,980,993	△5,939,841	
(項) 1 総務管理費	12,108,994	4,385	12,113,379			5,980,763	△5,976,378	
2 企画費	26,564,605	36,767	26,601,372			230	36,537	
6 防災費	1,595,056	21,000	1,616,056	21,000				

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費											(単位 千円)	
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
6 会計管理費	497,611	0	497,611			出納管理費	0			(繰越) 5,980,763	△5,980,763	
						計	0			5,980,763	△5,980,763	
7 財産管理費	1,408,868	4,385	1,413,253	(18)負担金補助 および交付 金	4,385	合同庁舎運営費	4,385				4,385	
						計	4,385				4,385	
(款) 2 総務費 (項) 2 企画費											(単位 千円)	
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
1 企画総務費	2,148,697	35,767	2,184,464	(18)負担金補助 および交付 金	34,261	地域交通対策推進 事業費	34,261				34,261	
				(22)償還金利子 および割引 料	1,506							
						国庫精算返還金	1,506				1,506	
						計	35,767				35,767	

出(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (項) 2 企画費

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
2 計画調査費	24,033,030	1,000	24,034,030	(9)交際費	50	企画調整事業費	770				770	
				(10)需用費	535	社会貢献活動推進費	230			(寄) 230		
				(13)使用料および賃借料	185							
				(24)積立金	230							
計			1,000				230	770				

(款) 2 総務費 (項) 6 防災費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 防災総務費	1,515,882	21,000	1,536,882	(12)委託料	21,000	防災対策費	21,000	21,000				1 立地地域避難経路安全確保事業 21,000
				計		21,000	21,000					

(款) 3 民生費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 3 民生費	50,858,831	6,800,742	57,659,573	18,174		1,431,169	5,351,399	
(項) 1 社会福祉費	33,607,879	1,562,190	35,170,069	699		1,430,869	130,622	
2 児童福祉費	16,353,512	5,218,551	21,572,063	16,800		300	5,201,451	
3 生活保護費	503,460	20,001	523,461	675			19,326	

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費												
(単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 社会福祉総務費	4,814,088	1,557,808	6,371,896	(12)委託料	582	民間法人指導育成費	963				963	
				(18)負担金補助 および交付金	963	社会福祉推進費	582				582	
				(22)償還金利子 および割引料	1,556,263	国庫精算返還金	1,556,263		(諸) 1,430,434	125,829		
				計			1,557,808		1,430,434	127,374		
2 障がい者福祉費	1,885,950	1,398	1,887,348	(18)負担金補助 および交付金	1,398	身体障がい者福祉 事業費	1,398	699			699	
				計			1,398	699		699		
5 老人福祉費	14,815,311	2,499	14,817,810	(18)負担金補助 および交付金	2,475	介護保険事業費	2,499			(財) 24 (諸) 411	2,064	
				(24)積立金	24	計	2,499		435	2,064		
7 国民健康保険指 導費	5,714,019	485	5,714,504	(18)負担金補助 および交付金	485	国民健康保険指導 費	485				485	1 国民健康保険の産前産後保険 料免除 485
				計			485		485			

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費											(単位 千円)		
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明		
				区分	金額			特定財源				一般財源	
								国支出金	地方債	その他			
1 児童福祉総務費	3,047,368	5,200,523	8,247,891	(12)委託料	4,946	児童健全育成費	5,020,096			(寄) 300	5,019,796	子育て応援のための基金積立(地域振興基金) 5,000,000	
				(18)負担金補助および交付金	106,250								福井県子ども・子育て支援計画推進事業 4,946
				(22)償還金利子および割引料	89,027	結婚対策事業費	91,400	16,800			74,600	1 結婚支援市町応援事業 91,400	
				(24)積立金	5,000,300	国庫精算返還金	89,027				89,027		
				計			5,200,523	16,800		300	5,183,423		
2 児童措置費	10,602,273	18,028	10,620,301	(18)負担金補助および交付金	18,028	児童福祉施設措置費	3,654				3,654		
						保育所費	14,374				14,374		
				計			18,028				18,028		
(款) 3 民生費 (項) 3 生活保護費											(単位 千円)		
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明		
				区分	金額			特定財源				一般財源	
								国支出金	地方債	その他			
1 生活保護総務費	24,342	20,001	44,343	(12)委託料	1,197	生活保護安定運営事業費	1,197	598			599		

出(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費 (項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
				(2)償還金利子 および割引料	18,804	国庫精算返還金	18,804	77			18,727	
						計	20,001	675			19,326	



(款) 4 衛生費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 4 衛生費	25,091,246	1,443,255	26,534,501	9,068		153,505	1,280,682	
(項) 1 公衆衛生費	15,971,416	1,347,508	17,318,924	2,976		153,505	1,191,027	
2 環境衛生費	1,810,882	8,418	1,819,300	6,092			2,326	
3 保健所費	140,693	65,347	206,040				65,347	
4 医薬費	7,168,255	21,982	7,190,237				21,982	

(款) 4 衛生費 (項) 1 公衆衛生費												
(単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
1 公衆衛生総務費	13,570,159	1,340,894	14,911,053	(18)負担金補助 および交付 金	23,281	母子衛生行政普及 費	23,281			(繰入) 22,747	534	1 母子保健・児童福祉一体的相 談支援機関整備事業 23,281
				(22)償還金利子 および割引 料	1,317,613	国庫精算返還金	1,317,613			(諸) 130,758	1,186,855	
				計			1,340,894			153,505	1,187,389	
2 結核対策費	9,929	459	10,388	(18)負担金補助 および交付 金	459	結核健康診断予防 接種費	459				459	
				計			459				459	
3 予防費	2,133,848	6,155	2,140,003	(1)報 酬	760	感染症予防費	4,502	2,644			1,858	
				(7)報 償 費	664	特定流行性疾患対 策事業費	1,653	332				
				(8)旅 費	186							
				(10)需 用 費	816							
				(11)役 務 費	△17							
				(13)使用料およ び賃借料	30							
				(18)負担金補助 および交付 金	3,716							
計			6,155	2,976		3,179						

(款) 4 衛生費 (項) 2 環境衛生費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
2 環境衛生指導費	710,851	8,418	719,269	(1)委託料	8,418	産業廃棄物処理対策費	8,418	6,092			2,326	1 海岸漂着物地域対策推進事業 8,418
						計	8,418	6,092			2,326	
(款) 4 衛生費 (項) 3 保健所費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
1 保健所費	140,693	65,347	206,040	(2)償還金利息および割引料	65,347	国庫精算返還金	65,347				65,347	
						計	65,347				65,347	
(款) 4 衛生費 (項) 4 医薬費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
1 医薬総務費	4,610,192	21,982	4,632,174	(2)償還金利息および割引料	21,982	国庫精算返還金	21,982				21,982	
						計	21,982				21,982	

出(款) 4 衛生費 (項) 2 環境衛生費 (項) 3 保健所費 (項) 4 医薬費

(款) 5 労働費								
(単位 千円)								
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 5 労働費	1,877,150	68,800	1,945,950				68,800	
(項) 1 労政費	1,384,071	68,800	1,452,871				68,800	

(款) 5 労働費 (項) 1 労政費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
2 労働福祉費	439,077	68,800	507,877	(7)報償費	40,000	労働環境改善事業費	68,800				68,800	1 ふくい業務改善・賃上げ応援事業 65,800 2 「社員ファースト企業」推進事業 3,000
				(18)負担金補助および交付金	28,800							
						計	68,800				68,800	

## (款) 6 農林水産費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 6 農林水産費	31,570,383	926,135	32,496,518	261,926	532,000	4,716	127,493	
(項) 1 農業費	11,341,021	17,541	11,358,562	12,593		3,730	1,218	
2 畜産業費	531,267	6,461	537,728				6,461	
3 農地費	9,735,595	280,561	10,016,156	16,000	225,000	70	39,491	
4 林業費	8,419,332	610,000	9,029,332	233,333	307,000		69,667	
5 水産業費	1,543,168	11,572	1,554,740			916	10,656	

(款) 6 農林水産費 (項) 1 農業費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 農業総務費	6,474,837	3,130	6,477,967	(22)償還金利子 および割引料	3,130	農政諸費 国庫精算返還金 計	1,128 2,002 3,130			(諸) 1,128 (諸) 2,002 3,130		
7 農作物対策費	1,185,071	5,241	1,190,312	(18)負担金補助 および交付金	5,241	土壌保全対策費 計	5,241 5,241	3,423 3,423			1,818 1,818	
8 農業改良普及費	397,957	0	397,957			農業担い手育成対策費 計	0 0			(諸) 600 600	△600 △600	
9 植物防疫費	562,295	9,170	571,465	(17)備品購入費	9,170	病虫害防除所運営費 計	9,170 9,170	9,170 9,170				
(款) 6 農林水産費 (項) 2 畜産業費 (単位 千円)												

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
4 畜産試験場費	46,273	6,461	52,734	(10)需用費	6,461	試験場研究費	6,461				6,461	
						計	6,461				6,461	
(款) 6 農林水産費 (項) 3 農地費												
(単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 農地総務費	2,441,328	61	2,441,389	(22)償還金利息および割引料	61	国庫精算返還金	61			(諸) 70	△9	
						計	61			70	△9	
2 土地改良費	4,238,714	225,000	4,463,714	(18)負担金補助および交付金	225,000	県単土地改良事業費	225,000		225,000			1 災害応急対策事業 (県単) 225,000
						計	225,000		225,000			
3 農地防災事業費	2,953,573	55,500	3,009,073	(18)負担金補助および交付金	55,500	農業用施設等災害関連事業費 (公共)	18,000	16,000			2,000	1 災害関連事業 (補助) 18,000
						県単農地地すべり対策費	37,500				37,500	1 災害応急対策事業 (県単) 37,500
						計	55,500	16,000			39,500	



(款) 6 農林水産費 (項) 4 林業費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
5 林道費	583,859	50,000	633,859	(18)負担金補助 および交付 金	50,000	県単林道事業費	50,000		50,000			1 災害応急対策事業 (県単) 50,000
						計	50,000		50,000			
6 治山費	4,660,330	560,000	5,220,330	(14)工事請負費  (18)負担金補助 および交付 金	470,000  90,000	災害関連緊急治山 事業費 (公共)  県単治山事業費	350,000  210,000	233,333  210,000	117,000  140,000		△333  70,000	1 災害関連事業 (補助) 350,000  1 災害応急対策事業 (県単) 210,000
						計	560,000	233,333	257,000		69,667	
(款) 6 農林水産費 (項) 5 水産業費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
2 水産振興費	279,331	2,380	281,711	(18)負担金補助 および交付 金	2,380	沿岸漁業振興対策 費	2,380				2,380	
						計	2,380				2,380	
7 栽培漁業センタ ー費	108,103	916	109,019	(10)需用費	916	運営費	916			(諸) 916		

出(款) 6 農林水産費 (項) 4 林業費 (項) 5 水産業費

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
						計	916			916		
8 内水面総合センター費	116,992	8,276	125,268	(10)需用費	4,646	運営費	4,646				4,646	
				(17)備品購入費	3,630	種苗生産事業費	3,630				3,630	
						計	8,276				8,276	

(款) 7 商 工 費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 7 商工費	62,845,523	376,000	63,221,523				376,000	
(項) 1 商業費	49,305,460	368,000	49,673,460				368,000	
4 観光費	2,208,142	8,000	2,216,142				8,000	

出(款) 7 商 工 費

(款) 7 商工費 (項) 1 商業費												
(単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
2 商業振興費	47,524,804	368,000	47,892,804	(12)委託料	38,000	商業振興費	38,000				38,000	1 福井駅周辺商業エリアの集客回復に向けた緊急対策事業 38,000
				(18)負担金補助および交付金	330,000	金融対策事業費	330,000				330,000	1 県制度融資(新型コロナ・物価高騰対策)の融資枠拡大 330,000
						計	368,000				368,000	
(款) 7 商工費 (項) 4 観光費												
(単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
1 観光費	2,208,142	8,000	2,216,142	(12)委託料	8,000	観光思想普及費	8,000				8,000	1 開業直前!冬の北陸旅キャンペーン事業 8,000
						計	8,000				8,000	

(款) 8 土 木 費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 8 土木費	57,045,291	352,436	57,397,727		335,000	7,270	10,166	
(項) 3 河川海岸費	16,890,382	348,500	17,238,882		335,000	7,270	6,230	
4 港湾費	2,760,890	3,936	2,764,826				3,936	

出(款) 8 土 木 費

(款) 8 土木費 (項) 3 河川海岸費 <span style="float: right;">(単位 千円)</span>												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
2 河川改良費	14,380,135	318,500	14,698,635	(12)委託料	15,000	県単河川維持修繕費	253,500		247,000	(寄) 770	5,730	1 災害応急対策事業 (県単) 253,500
				(14)工事請負費	303,500	県単河川局部改良費	65,000		58,000	(負) 6,500	500	1 再度災害防止事業 (県単) 65,000
				計	318,500	計	318,500		305,000	7,270	6,230	
3 砂防費	1,730,467	30,000	1,760,467	(14)工事請負費	30,000	県単砂防設備維持修繕費	30,000		30,000			1 災害応急対策事業 (県単) 30,000
計				計	30,000	計	30,000		30,000			
(款) 8 土木費 (項) 4 港湾費 <span style="float: right;">(単位 千円)</span>												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
1 港湾管理費	1,848,103	3,936	1,852,039	(12)委託料	3,936	港湾管理費	3,936				3,936	
計				計	3,936	計	3,936				3,936	

(款) 9 警察費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 9 警察費	23,029,882	12,658	23,042,540	310			12,348	
(項) 1 警察管理費	20,946,277	12,658	20,958,935	310			12,348	

(款) 9 警察費 (項) 1 警察管理費												
(単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
2 警察本部費	19,132,048	8,452	19,140,500	10需用費	8,452	警察運営費	8,452	310			8,142	
						計	8,452	310		8,142		
3 装備費	536,766	4,206	540,972	10需用費	2,759	車輛等整備維持費	4,206				4,206	
				11役務費	790							
				20公課費	657							
						計	4,206		4,206			



(款) 10 教育費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款)								
10 教育費	96,274,457	385,946	96,660,403			308,012	77,934	
(項)								
1 教育総務費	16,172,221	7,066	16,179,287			3,310	3,756	
2 小中学校費	39,880,799	29,423	39,910,222				29,423	
3 高等学校費	18,351,342	46,568	18,397,910			4,602	41,966	
6 社会教育費	8,804,244	2,298	8,806,542			100	2,198	
7 保健体育費	1,334,725	300,591	1,635,316			300,000	591	



目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 高等学校総務費	12,847,162	44,892	12,892,054	(8)旅費	44,892	教職員旅費	44,892				44,892	
						計	44,892				44,892	
4 教育振興費	246,056	1,676	247,732	(18)負担金補助 および交付金	1,476	教育指導対策費	1,676			(寄) 2,200 (諸) 2,402	△2,926	高校生次世代系人材育成プロジェクト 200
				(24)積立金	200	計	1,676			4,602	△2,926	

(款) 10 教育費 (項) 6 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
4 図書館費	339,416	100	339,516	(7)報償費	100	図書館活動推進費	100			(寄) 100		
						計	100			100		
5 青年の家費	243,998	2,198	246,196	(18)負担金補助 および交付金	2,198	青年の家等管理費	2,198				2,198	1 奥越高原青少年自然の家災害 復旧事業 2,198
						計	2,198				2,198	

(款) 10 教育費 (項) 7 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
2 体育振興費	1,076,496	300,591	1,377,087	(8)旅 費	591	スポーツ振興費	300,000			(寄) 300,000		1 FUKUI RAYS 育成・全 国魅力発信事業 300,000
				(10)需 用 費	15,456							
				(11)役 務 費	1,344	保健体育管理費	591				591	
				(18)負担金補助 および交付 金	280,000							
				(24)積 立 金	3,200							
						計	300,591			300,000	591	

(款) 11 災害復旧費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 11 災害復旧費	7,761,174	6,173,890	13,935,064	3,688,211	2,486,000		△321	
(項) 2 農林水産施設災害 復旧費	1,254,273	1,915,958	3,170,231	1,639,339	277,000		△381	
3 土木施設災害復旧 費	6,504,450	4,257,932	10,762,382	2,048,872	2,209,000		60	

(款) 11 災害復旧費 (項) 2 農林水産施設災害復旧費 <span style="float: right;">(単位 千円)</span>												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国支出金	地方債	その他		
1 林道災害復旧費	623,347	740,000	1,363,347	18負担金補助 および交付 金	740,000	林道災害復旧費(公共)	740,000	740,000				1 災害復旧事業 740,000
						計	740,000	740,000				
2 耕地災害復旧費	360,926	662,958	1,023,884	18負担金補助 および交付 金	662,958	耕地災害復旧費(公共)	662,958	662,958				1 災害復旧事業 662,958
						計	662,958	662,958				
4 治山施設災害復旧費	90,000	500,000	590,000	14工事請負費	500,000	治山施設災害復旧費(公共)	350,000	233,450	117,000		△450	1 災害復旧事業 350,000
						県単治山施設災害復旧費	150,000		150,000			1 災害復旧事業 150,000
						計	500,000	233,450	267,000		△450	
5 農業施設災害復旧費		13,000	13,000	14工事請負費	13,000	農業施設災害復旧費	13,000	2,931	10,000		69	1 ふくい農業ビジネスセンター 災害復旧事業 10,000
						計	13,000	2,931	10,000		69	2 災害復旧事業 3,000
(款) 11 災害復旧費 (項) 3 土木施設災害復旧費 <span style="float: right;">(単位 千円)</span>												

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳				説明	
				区分	金額			特定財源			一般財源		
								国支出金	地方債	その他			
1 河川等災害復旧費	6,306,891	4,257,932	10,564,823	(12)委託料	336,132	河川等災害復旧費(公共)	3,155,932	2,048,872	1,107,000		60	1 災害復旧事業 3,155,932	
				(14)工事請負費	3,921,800	県単河川等災害復旧費	1,102,000		1,102,000				1 災害復旧事業 1,102,000
				計			4,257,932	2,048,872	2,209,000		60		





債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての  
前年度末までの支出額または支出額の見込みおよび  
当該年度以降の支出予定額等に関する調書



債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
または支出額の見込みおよび当該年度以降の支出予定額等に関する調書

1. 追加

(単位 千円)

事 項	限 度 額	4年度末までの 支出(見込)額		5年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
関西圏での観光・物産 PR拠点設置事業費	67,000	年度		年度 6～10	67,000				67,000	北陸三県情報発信拠点を設置するため、令和10年度までの実施分を本年度において契約する。 事業費 67,000千円
ドクターヘリ導入推進 事業費	1,324,685			6～10	1,324,685	662,342			662,343	ドクターヘリの令和10年度までの管理運営業務委託
道路新設改良事業費	640,000			6	640,000	380,160	236,000	540	23,300	道路新設改良事業(一般国道416号、一般国道417号)の早期完成を図るため、令和6年度施工分を本年度において契約する。 事業費 640,000千円
道路新設改良事業費(県単)	182,000			6	182,000		147,000	18,200	16,800	道路新設改良事業(県単)の早期完成を図るため、令和6年度施工分を本年度において契約する。
道路維持事業費(県単)	934,500			6	934,500				934,500	道路維持事業(県単)の早期完成を図るため、令和6年度施工分を本年度において契約する。
橋りょう新設改良事業費	100,000			6	100,000	55,000	40,000		5,000	橋りょう新設改良事業(主要地方道 丸岡川西線)の早期完成を図るため、令和6年度施工分を本年度工事と併せて契約する。

事 項	限 度 額	4年度末までの 支出（見込）額		5年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国支出金	地 方 債	そ の 他		
		年度		年度						事業費 160,000千円
河川改良事業費（県単）	260,000			6	260,000		243,000	16,500	500	河川改良事業（県単）の早期完成を図るため、令和6年度施工分を本年度において契約する。
砂防事業費（県単）	79,500			6	79,500		48,000	2,250	29,250	砂防事業（県単）の早期完成を図るため、令和6年度施工分を本年度において契約する。
海岸保全事業費（県単）	500			6	500				500	海岸保全事業（県単）の早期完成を図るため、令和6年度施工分を本年度において契約する。
港湾建設事業費（県単）	43,500			6	43,500				43,500	港湾建設事業（県単）の早期完成を図るため、令和6年度施工分を本年度において契約する。
議長車更新事業費	7,257			6～7	7,257				7,257	議長車の早期更新を図るため、令和6年度および令和7年度実施分を本年度において契約する。 事業費 7,257千円

2. 変更

(単位 千円)

事 項	限 度 額	4年度末までの 支出（見込）額		5年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国支出金	地 方 債	そ の 他		
農業近代化資金利子補給	60,959	年度		年度 6～26	60,959				60,959	貸付限度額 650,000千円 利子補給率 年0.70%～1.25% 利子補給期間 貸付の日から20年以内
県立学校施設リフレッシュ事業費	1,276,741			6	1,276,741	82,841	787,000		406,900	県立学校施設リフレッシュ事業の早期完成を図るため、令和6年度施工分を本年度工事と併せて契約する。 事業費 2,247,011千円
大野警察署建設事業費	2,109,159			6～7	2,109,159	333,346	1,447,000		328,813	大野警察署建設事業の早期完成を図るため、令和6年度および令和7年度施工分を本年度工事と併せて契約する。 事業費 2,201,173千円



特別会計予算総表

(単位 千円)

会計名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
公債管理	111,265,351		111,265,351				
用品等集中管理事業	273,915	5,614	279,529			5,614	
災害救助基金	20,363		20,363				
国民健康保険	64,515,972		64,515,972				
母子父子寡婦福祉資金貸付金	92,675		92,675				
県営産業団地整備事業	609,824		609,824				
中小企業支援資金貸付金	1,338,754		1,338,754				
沿岸漁業改善資金貸付金	91,616		91,616				
林業改善資金貸付金	83,538		83,538				
県有林事業	1,268,913		1,268,913				
用地先行取得事業	137,441		137,441				
駐車場整備事業	173,431		173,431				
港湾整備事業	3,062,573	150,000	3,212,573		150,000		
証紙	1,879,525		1,879,525				
合計	184,813,891	155,614	184,969,505		150,000	5,614	





歳 入 福 井 県 用 品 等 集 中 管 理 事 業						
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				1 使用料および手数料	49,388	
1 使用料	48,803	5,614	54,417			
1 使用料	48,803	5,614	54,417	自動車使用料	5,614	
歳 入 合 計	273,915	5,614	279,529			

歳 出												
											(単位 千円)	
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明	
				区 分	金 額			特 定 財 源				一般財源
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 用品等集中管理費	273,915	5,614	279,529									
2 自動車管理費	33,865	5,614	39,479									
1 自動車管理費	33,865	5,614	39,479	(13)使用料および賃借料	5,614	自動車管理費	5,614			(使) 5,614		
						計	5,614			5,614		
歳 出 合 計	273,915	5,614	279,529				5,614			5,614		

歳 入		福 井 県 港 湾 整 備 事 業				(単位 千円)
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 県債	1,232,000	150,000	1,382,000			
1 県債	1,232,000	150,000	1,382,000			
1 土木債	1,232,000	150,000	1,382,000	港湾費	150,000	
歳 入 合 計	3,062,573	150,000	3,212,573			

歳 出												
(単位 千円)												
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明	
				区 分	金 額			特 定 財 源				一般財源
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 土木費	3,062,573	150,000	3,212,573									
1 港湾費	3,062,573	150,000	3,212,573									
1 敦賀港港湾整備費	2,951,154	150,000	3,101,154	(14)工事請負費	150,000	港湾施設整備事業費	150,000		150,000		1 敦賀港ふ頭用地機能強化事業 150,000	
						計	150,000		150,000			
歳 出 合 計	3,062,573	150,000	3,212,573				150,000		150,000			